第２４回山形家庭裁判所委員会議事概要

第１　日時

平成２８年１月２５日（月）午後１時３０分から午後２時４０分まで

第２　場所

山形家庭裁判所第１会議室

第３　出席者

（委員）　荒井寛，有海清彦，井上弓子，神谷雄一郎，小林裕明，三瓶典子，新田公夫，林正彦（委員長），半田稔，吉岡あゆみ

（敬称略，五十音順）

（列席職員）長沼事務局長，清水首席家庭裁判所調査官，藤原首席書記官，佐藤訟廷管理官，一郷総務課課長補佐

（庶務）　岩田総務課長，小財庶務係長

第４　議事

１　新任委員挨拶（荒井寛委員）

２　議題「家庭裁判所における広報について」

⑴　家庭裁判所における手続の概要及び広報の実情について説明（佐藤訟廷管理官及び一郷総務課課長補佐）

⑵　意見交換

別紙のとおり

３　次回の予定等

⑴　開催日時

未定

⑵　テーマ

未定（委員長に一任）

（別紙）

＜主な意見＞

（◎委員長，○委員，●説明者（列席職員））

○　裁判報道に関して，裁判所は，積極的にマスコミに情報を提供するのではなく，マスコミから照会があれば応じるというスタンスなのか。

◎　基本的にはそのようなスタンスであるが，マスコミから事前に申請があり，裁判体の了承が得られれば，判決要旨を提供したり，法廷内撮影を許可することもある。なお，家庭裁判所は家庭内の事件や少年の非行事件など公開になじまない事件を扱うので，照会に応じられないことも多い。

○　非公開の場で行われたことが報道されることもあると思うが，その情報はどこから出ているのか。

◎　例えば社会の耳目を集めた少年事件の場合，少年の氏名は出さないものの，正確な報道のため，事案によってはマスコミからの要望に応じて，事件の概要や処分の結果などを裁判所からマスコミに伝えることもある。

○　マスコミが裁判所から判決要旨の提供を受けずに裁判の様子を見聞きしただけで報道し，その報道内容に誤りがあった場合，裁判所が訂正を申し入れることはあるのか。

●　仮に明確な誤りがあれば，報道内容が誤っているという連絡をすることはあると思われる。

○　マスコミが報道する前に記事の内容を裁判所に確認してくることはあるのか。

●　記事内容の確認を依頼されることはないが，記者が法廷で見聞きしたことについて確認の取材を受けることはある。

○　重要な事件の場合は弁護士の代理人が付いていることも多く，マスコ

ミからの問合せに弁護士が答えることもある。

○　報道機関が裁判官の考えとは異なる解釈をしたとしても，それについて裁判所が何か申し入れることは一切ないのか。

●　記事の内容に明らかな誤りがあるという場合は，記事の訂正を検討してもらうよう報道機関に申し入れることも考えられる。

○　裁判所のホームページで裁判例が検索できるとのことだが，検索のコツがあれば教えてほしい。

●　どこの裁判所でいつ判決があったのかを入力するのが最も簡単な方法と思われる。キーワード検索も可能だが，膨大な量の裁判例が出てくる可能性がある。

○　マスコミが勝手に事件名をつけることがあるが，そのような事件名を入力して検索することはできないのか。

◎　そのような方法での検索は難しいと思われる。なお，大きく報道されたり，世間の注目を集めたからといって，必ずしも裁判例として掲載されるわけではない。

○　ホームページで裁判例を検索すると，判決の概要が表示されるだけで，判決文は表示されないのか。

●　判決文が表示されるが，当事者の名前などは仮名処理されている。

○　市民感覚からすると，例えば離婚に関する相談をしたい場合，家庭裁判所は敷居が高いので，まずは弁護士のところに行くと思うのだが，実際にはどうか。

●　家庭裁判所の窓口で話を聞いていると，弁護士に相談してから来たという人の割合は少ない印象である。

○　家庭裁判所のパンフレットやウェブサイトを見ると，親しみやすい表現を使うなど非常に工夫されているという印象を受けた。引き続き，目線を低くした，国民が親しみやすい広報を続けていただきたい。

○　成年後見制度については社会の関心が高まっているが，裁判所は成年後見制度の広報を積極的にしているのか。

●　見学会などで，見学者の要望に応じて成年後見制度の一般的な説明や後見制度支援信託など新しい制度の説明をしたことはある。また，成年後見制度については，詳細なパンフレットやビデオも用意している。ビデオについては，貸出しのほか，裁判所ホームページから視聴することも可能である。

○　見学会は年に何回くらい行っているのか。

●　平成２７年は，山形県全体で述べ８４８人の方に見学会に参加していただいた。

○　見学会への参加者を増やしたいのであれば，見学会を土曜日に実施すれば良いと思う。

○　若い人たちに興味をもってもらうためには，家庭裁判所ができた経緯や裁判員制度が導入された理由など，日本の裁判所や裁判制度の歴史を話す機会を多くつくれば良いと思う。現行の制度や手続だけを説明しても，日本の裁判の問題点は分からないと思う。

○　民事手続や家庭裁判所の広報が手薄なようなので，それらの広報をさらに充実させればなお良いと思う。また，高校では現代社会の授業などがあると思うが，例えば，学校で習った内容が実際にどのように運用されているかが分かるような広報企画を実施すれば，学生も興味を持って参加できると思う。

○　具体的な見学会の内容をホームページで知ることができるようにすれば，学校側としては参加しやすくなると思う。

○　法務省では，成年後見に関するパンフレットを作成し，様々な場所で配布している。また，出前講座や法教育にも力を入れていて，地域の集会所などで講座を開いている。さらに，各地方局では，県内の法務

局の電話番号を網羅的に記載したパンフレットを作成し，配布している。裁判所のパンフレットを見たところ，連絡先が記載されていないようなので，連絡先や管轄が分かるようなパンフレットを作成すればなお良いのではないかと思う。

○　弁護士会は，ホームページで弁護士の仕事を紹介するなどの広報を行っている。また，高校に出向いて模擬裁判を行ったり，一般市民の方を対象とした憲法講演会などを行ったりしている。

以上